

## ALPS 処理水の海洋放出に関する庁内連絡会議開催要領

### 第1 目的

ALPS 処理水の海洋放出に係る庁内関係部局の迅速な対応を図るため、相互に連携し、国等の動向や水産事業者・輸出事業者など関連産業における状況など、必要な情報を広く把握・共有するため、ALPS 処理水の海洋放出に関する庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。

### 第2 所掌事項

会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) ALPS 処理水の海洋放出に係る関連情報の把握・共有に関すること。
- (2) その他、ALPS 処理水の海洋放出に関連する事項に関すること。

### 第3 構成

- (1) 連絡会議は、別表に掲げる職にある者を構成員とする。ただし、代理出席を妨げない。
- (2) 連絡会議には、座長を置き、経済部次長兼経済企画局長をもって充てる。

### 第4 運営

- (1) 座長は、連絡会議を代表し、会務を総理する。
- (2) 座長に事故あるとき又は欠けたときは、予め座長が指定する者がその職務を代理する。

### 第5 会議

- (1) 連絡会議は、座長が招集する。
- (2) 座長は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めることができる。

### 第6 庶務

連絡会議の事務局は、経済部経済企画局経済企画課(政策調整係)に置く。

### 第7 その他

この要領に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

#### (附 則)

この要領は、令和5年(2023年)8月22日から施行する。

#### (附 則)

この要領は、令和5年(2023年)9月6日から施行する。

#### (附 則)

この要領は、令和5年(2023年)9月21日から施行する。

#### (附 則)

この要領は、令和6年(2024年)4月1日から施行する。

## 別表

## ALPS 処理水の海洋放出に関する庁内連絡会議の構成員

所属	職
経済部	部次長兼経済企画局長
総合政策部政策局参事	参事（政策企画）
総合政策部国際局国際課	国際経済担当課長
経済部経済企画局経済企画課	課長
経済部食関連産業局食産業振興課	課長
経済部観光局観光振興課	課長
経済部地域経済局中小企業課	課長
経済部資源エネルギー局資源エネルギー課	エネルギー政策担当課長
農政部農政課	課長
農政部食の安全・みどりの農業推進局食品政策課	農業付加価値向上担当課長
水産林務部総務課	企画調整担当課長
水産林務部森林海洋環境局成長産業課	水産食品担当課長
各（総合）振興局産業振興部	部長 地域産業担当部長